

## 住宅の品質確保の促進等に関する法律における登録機関

(平成27年10月3日現在)

### 登録住宅型式性能認定等機関

計 5機関

登録番号	機関名	事務所の所在地	当初指定年月日
国土交通大臣1	一般財団法人ベターリビング	東京都	H12. 8. 1
国土交通大臣2	一般財団法人日本建築センター	東京都	H12. 8. 1
国土交通大臣3	(欠)	—	—
国土交通大臣4	一般財団法人建材試験センター	東京都	H12.10. 3
国土交通大臣5	公益財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都	H12.10. 3
国土交通大臣6	(欠)	—	—
国土交通大臣7	日本ERI (株)	東京都	H17. 4.28